

青森市業務継続計画 概要版

第1章 総則

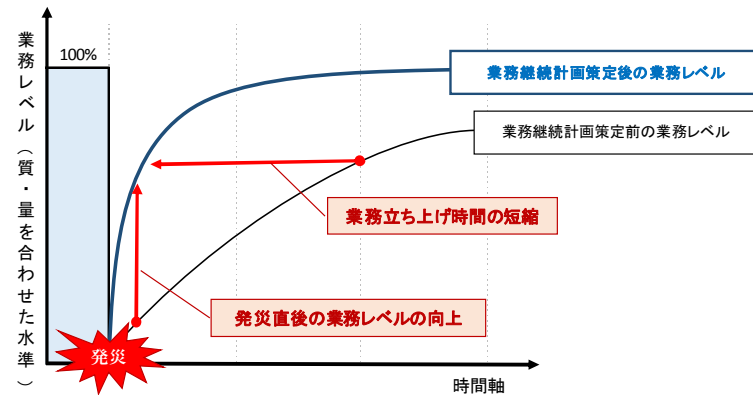
◇策定の目的

大規模災害の発生により市役所の機能が低下する中で、市民生活への被害の影響が最小限になるよう、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しながら可能な限り早期に通常業務を復旧することを目的とする。

◇策定の効果

業務継続計画を策定し必要な措置を講ずることにより、右図のように業務継続運営の改善が図られ、次のような効果が見込まれる。

業務立ち上げ時間の短縮
発災直後の業務レベルの向上
災害対応業務に必要なマンパワーの集中投入

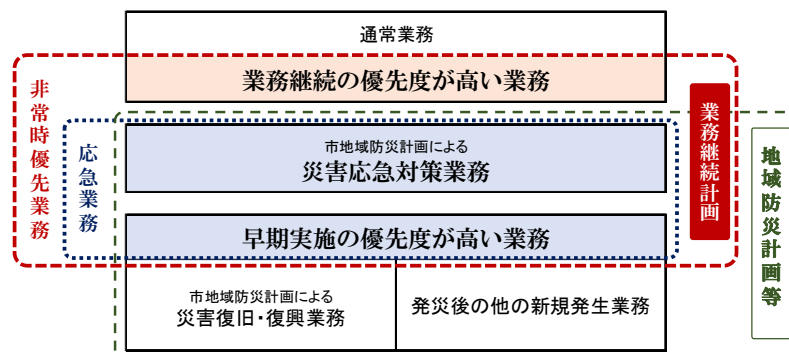


◇基本方針

- 地震や津波の発生時において、市民の生命、身体又は財産を保護し、被害を最小限に抑えるため、災害応急対策を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- 非常時優先業務を精査し、その業務の実施に必要な人や資機材等を確保するため、あらかじめ優先順位を定めておく。
- 非常時優先業務以外の通常業務については、原則、休止・抑制することとし、その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

◇業務継続計画の位置づけ、地域防災計画と業務継続計画が対象とする業務

業務継続計画は優先的に実施すべき業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める事務事業の内部的な運営指針とし、地域防災計画や本市の各種災害対応マニュアル等を補完する計画に位置づける。



◇地域防災計画と業務継続計画との関係

項目	地域防災計画	業務継続計画
策定主体	青森市防災会議	青森市
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定した計画	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
行政の被災	本庁舎や職員の被災を想定	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の人的・物的資源の被災を想定
対象業務	災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興	非常時優先業務（災害応急対策、災害復旧・復興業務、優先度の高い通常業務）
業務開始目標時間	定めていない	発災から30日以内

第2章 前提とする地震と被害想定

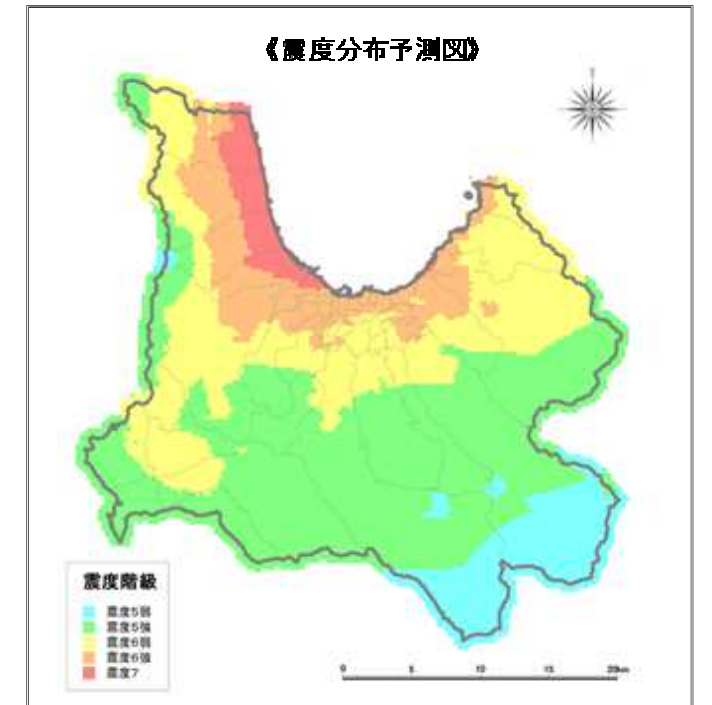
◇前提とする地震

青森湾西岸断層帯（入内断層）の活動により発生する地震

◇被害想定

前提とする地震のうち、最も被害が大きい「冬・18時・積雪あり」の条件で発生したときの予測

被害想定項目		被害数量等
建物被害	全壊	28,859棟
	大規模半壊	2,673棟
	半壊	21,288棟
人的被害	死者	3,308人
	負傷者	6,999人
避難者		57,148人
ライフライン	電力	供給率 6%
	上水道	供給率 15%



第3章 計画の対象となる非常時優先業務

◇非常時優先業務の選定基準

地域防災計画及び通常業務のうち、発災後、30日以内に業務に着手しなければ、市民の生命、身体及び財産、社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務とする。

◇非常時優先業務の選定結果

本市の通常業務と応急復旧業務及び災害復旧業務は、全体で4,143業務であり、そのうち非常時優先業務として1,584業務を選定した。非常時優先業務を遂行するために、発災後の当面は、非常時優先業務以外の業務を休止する。

レベル	通常業務 応急復旧業務 災害復旧業務 の合計	非常時優先業務数			休止する 業務数
		優先度の高い 通常業務数	応急復旧 業務数	災害復旧 業務数	
A	-	663	245	414	4
B	-	385	340	32	13
C	-	536	522	13	1
計	4,143	1,584	1,107	459	18

A（24時間以内に着手）、B（24時間を超え7日以内に着手）、C（7日を超えて30日以内に着手）

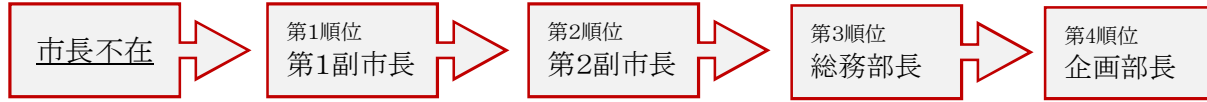
時間別の非常時優先業務実施数

区分	3時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	7日以内	14日以内	30日以内
優先通常業務	155	174	242	337	556	725	1,093
応急復旧業務	304	394	378	382	353	329	318
災害復旧業務	3	6	4	6	17	18	18
計	462	574	624	725	926	1,072	1,429

第4章 業務継続のための執行体制等の整備

◇職務・権限の代行

市長等が不在の場合の職務の代行順位は次のとおり



◇災害対策本部の設置

防災組織(警戒対策本部、災害対策連絡本部、災害対策本部)は、本庁舎内に設置することとし、本庁舎が被災し使用できない場合は、次の代替施設に防災組織を設置する。

- ・第1順位 アウガ5階 研修室
- ・第2順位 消防合同庁舎4階 体育室

◇本庁舎の代替施設

第一庁舎及び第二庁舎が被災し、使用不能となった場合、総務部は防災組織を設置した代替施設に、それ以外の部局は次の代替施設を使用して、非常時優先業務を実施する。

第三庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎、リンクモア平安閣市民ホール、リンクステーションホール青森、教育研修センター、福祉増進センター、総合福祉センター、文化観光交流施設

◇電気、水、食料等の確保

発電機による電源を確保するとともに、発電機用燃料の確保に努めるほか、職員用の水・食料等の備蓄、宿泊や仮眠の場所の確保などについて検討を進める。

◇災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

災害時にもつながりやすい通信手段を確保に努める。

災害時優先固定電話、防災情報ネットワーク衛星電話、災害対策用携帯電話、地域振興用無線、移動系防災行政無線、同報系防災行政無線(浪岡地区) など

◇重要な行政データのバックアップ

行政情報LAN環境は整備しているが、停電時はネットワークに電力供給ができないため、基幹業務系及び内部情報系システムは使用不能となるものの、基幹業務系及び内部情報系の各データは、委託業者のデータセンター内等に保管し、保管しているデータは定期的にバックアップしている。

第5章 職員の動員と参集

◇職員の配備体制と参集可能な職員

職員の配備体制は、地域防災計画の配備基準により「非常配備3号(全職員)」とし、時間毎の職員参集可能人数は次のとおりと想定する。

時間区分	3時間	12時間	24時間	3日	7日	14日	30日
参集率	40%	60%	70%	90%	90%	90%	90%
参集可能人数	898人	1,341人	1,564人	2,021人	2,021人	2,021人	2,021人

※市民病院は、別途BCPを策定するため、上記参集人数から除いている。

◇職員の安否確認

各課において、手順と手段を確認しておくとともに、参集の場所、手段、ルートについても事前に確認しておく。

第6章 計画の推進

◇推進体制

非常時優先業務を効果的に遂行するためには、本計画を全庁的に運用する推進体制を構築する必要がある。職員全員が非常時優先業務の重要性を理解し、各職員の役割を確実に果たせるよう、教育や訓練等を通じて職員への浸透、定着を図る。

◇計画の継続的な改善

計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルのもと、定期的に本計画の実用性や効率性について検証するとともに、繰り返し行う研修や訓練などを通じて課題等を抽出しながら改善点を計画に反映する。また、今後は、制度改正など様々な環境の変化も想定されることから、必要に応じて計画の見直しを行う。



PDCAサイクルによる継続的改善のイメージ図

◇計画の見直し

教育や訓練等の実施により洗い出した問題点や課題等に基づき、必要に応じて業務継続計画を見直す。また、新市庁舎の供用開始時、被害想定の変更時、地域防災計画の更新時、組織改編や事務事業の移管時などの場合においても同様に当該計画を見直す。

青森市地震津波対応タイムライン(市の主な動き)

タイム	市の主な動き				
	災害対策などの本部	避難・救援	衛生・医療・救護	土木建築等	その他
発災時	災害対策本部設置 沿岸部に避難勧告指示発令 災害・被害の収集と伝達	施設の安全点検			
3時間後	自衛隊の要請 緊急消防援助隊の要請 医療ボランティアの要請	避難所開設			
12時間後	食料・物資の要請 避難所用食料や水等の要請	要配慮者のトリアージ開始 福祉避難所開設 仮設トイレ設置	救護所開設、トリアージ開始 後方医療搬送開始 遺体安置所設置、安置開始	斜面、水路、道路の巡視 土木施設応急措置、道路啓開	ヘリポート開設 重要施設へ応急給水開始 ライフライン応急復旧開始
24時間後	物資管理体制の確立	食料・生活必需品供給開始 仮設電話設置	医療ボランティア活動開始		ボランティア窓口設置 遺体身元の確認と埋火葬
3日後	各種相談窓口の設置 専門ボランティアの派遣要請 義援金品等の管理体制の確保	避難所医療開始 捜索査班の編成	ごみ処理体制の確保	応急危険度判定開始 被災家屋への応急措置	公営住宅の空き状況確認
7日後	住居被害の把握	学校再開のための避難所の調整 自主運営の移行	巡回診療開始 浴場等の確保 し尿処理体制の確保	仮設住宅用地の確保と建設 がれき処分場の確保	仮設住宅入居開始案内 り災証明書発行
14日後					公営住宅の入居開始 仮設住宅の入居開始
30日後		避難所の整理(一部閉鎖)	被災者の精神ケア		